

池田市

## 住居確保給付金

## 活用して助かった！

地区委員会や生活相談所で様々な相談が舞い込んでいますが、池田市の藤原みち子市議は、住居確保給付金の申請を援助し、給付が決定したことで相談者に喜ばれています。

春から新しい仕事が決まっていた A さんは、新型コロナウイルスの影響で、新しい職場での

就労が先延ばしされてしまいました。収入が途絶えたことで A さんは藤原市議に相談。給付制度である住居確保給付金制度を紹介し、申請の援助を行い 1 か月の給付が行われることになりました。「助かった」と喜ばれています。

### 国民健康保険料を減額・免除(減収3割以上で最高 10 割減)

#### ～条例や規約の改正が必要な自治体も～

4月7日閣議決定の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に、収入が減少した世帯への国民健康保険料(税)の「免除等を行う」ことが盛り込まれました。

国保の保険者である市区町村が免除等を実施した場合、保険料収入の減少分を国が全額手当てします。(4月8日厚労省事務連絡)

#### 【要件】

- ・主たる生計維持者の事業収入や給与額が、前年と比べて10分の3以上減少。(前年の合計所得が1千万円超の場合や、減少した収入以外に400万円以上の収入がある場合は除外)。
- ・新型コロナで主たる生計維持者が亡くなるなどした場合。

厚労省の事務連絡では、「現行の条例又は規約に対応するものがない場合は、条例又は規約の整備が必要」とされています。各自治体でご確認ください。

制度の詳細は府委員会作成の「くらしの制度活用パンフ」をご覧ください。

減額割合	
前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2